

当法人の品質管理の取組の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

当監査法人は、証券市場を中心とするいわゆるステークホルダーの要求と期待に応えるために、監査業務の遂行に関して以下の法令・基準等に準拠した品質管理の基本方針を定め、運用を行っております。品質管理に関する運用の責任は品質管理担当者が担っておりますが、重要事項については社員会による組織決定を行っております。また、適格性が確保された社員を配置した監視体制により、品質管理の運用を支援すると共にモニタリング活動を行い、監査法人全体として監査業務の品質の維持・向上に努めています。これら全体の品質管理活動に対する最終責任は統括代表社員が担っております。

- ・ 公認会計士法
- ・ 公認会計士等に係る利害関係に関する内閣府令
- ・ 監査基準(企業会計審議会)
- ・ 監査に関する品質管理基準(企業会計審議会)
- ・ 監査における不正リスク対応基準(企業会計審議会)
- ・ 日本公認会計士協会の公表する各種委員会報告書等

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

①独立性の保持のための方針の策定(職業倫理及び独立性)

・職業倫理

当監査法人では、監査法人及び監査実施者の監査業務に関する職業倫理の規程を遵守することを合理的に確保するための方針及び手続を定めるとともに、日本公認会計士協会の定める継続的専門研修の取扱いの遵守を通じて職業倫理に関する研修への参加を行っております。

・独立性

当監査法人では、監査法人及び監査実施者の監査クライアント等に対する独立性を保持するために、全役員を対象とした年次調査を義務づけるとともに、日本公認会計士協会の定める継続的専門研修の取扱いの遵守を通じて独立性に関する研修への参加を行っております。

監査業務の主要な担当者及び審査担当者のローテーションの方針及び手続について、大会社等の監査業務については法令・基準等に従い、ローテーションを実施しております。

また、大会社等以外の監査業務についても、ローテーションを実施しております。やむを得ず監査関連業務を行う場合においては、独立性に対する阻害要因を許容可能な水準にまで軽減又は除去するセーフガードを適用することを義務付けております。

大会社等である監査業務及びレビュー業務の依頼人に対する報酬依存度が2年連続して15%を超えた場合には、阻害要因の重要性の程度を許容可能な水準にまで軽減するため、意見表明前のレビュー又は意見表明後のレビューのいずれのセーフガードが妥当であるかを検討し、依頼人の監



査等委員会等にその旨及び妥当と判断したセーフガードを報告し協議した上で適用いたします。また、報酬依存度が15%を大幅に超える監査業務及びレビュー業務の場合には、監査業務の意見表明前に委託審査によるレビューを受けることとしております。

②監査契約の新規の締結及び更新

当監査法人では、監査契約等を新規に締結する場合、及び監査契約を継続する場合の受嘱に関する意思決定にあたっては、一定の評価手続を経て社員会にて適切な承認を得る体制を採用しております。

③専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任

専門要員の新規採用や中途採用は、法人としての経営方針及び人員計画に基づいて実施しております。また、専門要員の教育・訓練については、日本公認会計士協会の定める継続的専門研修制度の取扱を遵守して継続的専門研修の履修を義務づけるとともに、実際の業務を通じて十分なOJTが行われるよう配慮しております。

監査チームの選任のうち、業務執行社員の指名については、社員会が執行しております。また、専門要員の配置に関しては、各業務に必要な専門能力や経験を備えたチーム編成となるよう配慮しております。

④業務の実施

・監査業務の実施

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査手法を監査実施の枠組みとして採用しております。また、監査上の諸問題についての対応は、審査制度を中心とした内部機関による専門的判断の検討体制を整備運用しております。

・専門的な見解の問合せ

当監査法人は、専門的な見解の問い合わせに関する方針及び手続に従い、専門的な知識及び経験を有する法人内外の適切な者との討議等を通じて専門的な事項に係る見解を得る体制を整備運用しております。

・監査上の判断の相違

当監査法人は、監査上の判断の相違に関する方針と手続に従い、到達した結論及びその対処について、社員会を最高解決機関とした体制を整備運用しております。

・監査業務に係る審査

すべての監査業務について、監査報告書の発行に際しては適格性が確保された社員を担当者として運用する審査制度を受審することとしております。また、監査業務の種類やリスクの程度に応じ、監査契約の受嘱や監査計画の段階から適宜に審査担当者による審査及び事前審査を受審する体制を整えております。

・監査調書

監査調書は、監査報告日から適切な期限内に最終的な整理を完了するよう運用しております。また、監査調書の管理及び保存に関する方針及び手続を定め、これに従い保管・廃棄しております。中間



監査の監査調書及び四半期レビュー調書は、それぞれ、年度の監査調書とは、別のファイルで管理しております。

⑤品質管理のシステムの監視

・監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視

当監査法人は、品質管理システムの整備及び運用状況について、その日常的監視及び監査業務の定期的な検証に関する方針及び手続を定め、適格性が確保された社員を配置した監視体制を整備運用しております。

・識別した不備の評価、伝達及び是正

日常的監視及び監査業務の定期的な検証の結果については社員会への報告義務が課せられており、その報告に基づき適宜是正を行っております。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

監査証明業務の執行はすべて公認会計士である社員を業務執行社員として行われており、審査の実施も公認会計士である社員によって行われております。特定社員はいないため、特定社員による監査証明業務への関与はありません。

(4) 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査を受けた年月

・品質管理レビュー 2019年 3月

・フォローアップレビュー 2020年 1月

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

品質管理システムの監視の結果及び是正措置については社員会に報告され、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する是正措置が適正であることを確認しております。

(6) 監査事務所間の引継

当監査法人は、監査業務の引継についての方針及び手続を定めるとともに、日本公認会計士協会の定める委員会報告書の取扱の遵守を通じて、監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保しております。

(7) 共同監査

当監査法人では、現時点では共同監査を実施しておりませんが、共同監査による監査の質を合理的に確保するための方針及び手続を定めるとともに、共同監査を行う際には日本公認会計士協会の定める委員会報告書等の取扱を遵守することとしております。



(8) 組織再編を行った場合の対応

当監査法人では、組織再編を行っておらず、また現時点では組織再編を予定しておりません。

(9) 中間監査・四半期レビューへの準用

当監査法人では、中間監査・四半期レビューにおいても、上述の品質管理のシステムを準用いたします。

(10) 他の公認会計士(大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。)又は監査法人との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません。

(11) 外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者)との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません。

以上

